

添付書類確認シート

下欄①～⑥の書類を申請書に添付してください。(⑤、⑥は該当者のみ)

① 本人確認書類

官公庁等から発行されたもの又は法令に基づいて発行されたもので、申請書に記入した氏名、住所、生年月日が記載され、申請の日に有効なものの写し(裏面で記載事項の変更がされているときは裏面も)
なお、**マイナンバーカードについては、マイナンバーが記載されている裏面は提出不要ですし、健康保険被保険者証のコピーを提出する場合は、「保険者番号及び被保険者等記号・番号」を黒塗りするなどして分からないようにしてください。**

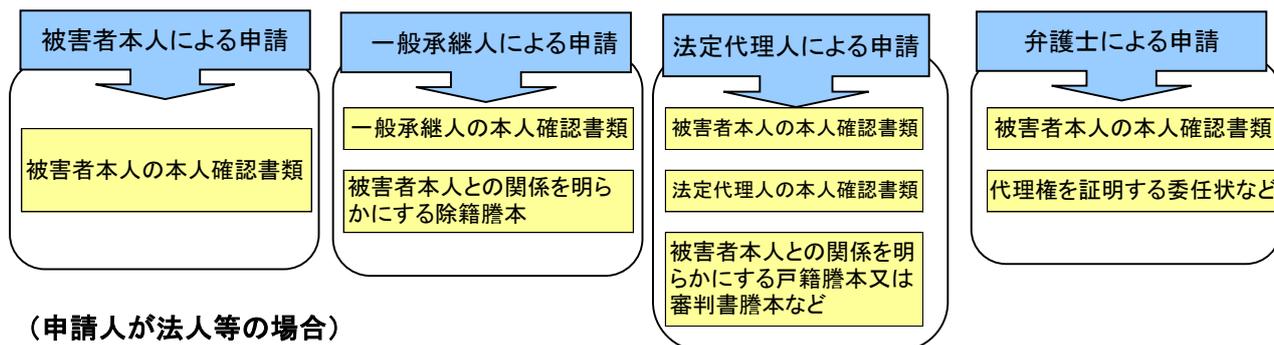
(例) ・運転免許証 ・国民健康保険被保険者証 ・マイナンバーカード ・在留カード
・旅券(パスポート) ・年金手帳 などのコピー

被害者が法人等の場合、**登記事項証明書又は印鑑登録証明書**で申請日6か月以内に作成されたもの(コピーは認められません)

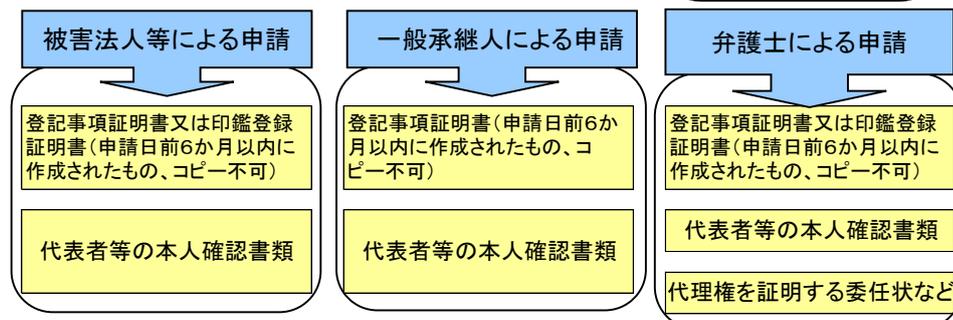
※申請者である法人の名称・住所・代表者等の氏名と登記事項証明書等に記載されている法人の名称・住所・代表者等の氏名が同一のものを提出してください。

※ 申請人別に、必要な書類は次のとおりです。

(申請人が個人の場合)



(申請人が法人等の場合)



② 被害にあわれた状況を疎明する資料

被害にあわれた状況等をその当時記載した書類などを添付してください。

③ 犯人に移転した財産の時価額算定の根拠となる書類

盗まれた銅線の時価(当該犯罪行為を基準とした額)の算定の根拠となる資料を添付してください。

④ 申請人名義の預(貯)金口座であることが確認できる書類

通帳(金融機関・支店名、預金種目、口座名義人、口座番号等が記載されている部分)の写し又はキャッシュカードの写し(名義人、口座番号等が読み取れるように作成願います)を添付してください。

⑤ (該当者のみ) てん補又は賠償を受けた金額が確認できる書類

犯人又は弁護士などから一部被害弁償等を受けている場合は、その金額を特定できる示談書や領収証、通帳などの写しを添付してください。

⑥ (該当者のみ) 他の申請人との間で合意があることが確認できる書類

他の申請人又は申請人となるべき者との間で、各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その合意書面などの写しを添付してください。